

前回 市民病院の機能の検討
地域包括ケア病床を中心とする病院

高度急性期・急性期病院



肺炎、心疾患や脳卒中など高齢者に多い疾患が増加見込

高齢者の肺炎等による救急搬送での入院も増加見込

手術等集中的な急性期医療後の体力の低下等

在宅復帰できる水準まで回復する期間を過ごす入院医療が必要

急性期にあてはまらないが、入院が必要なケースが増える



入院医療ニーズ①

急性期入院後の在宅に復帰するまでの入院



入院医療ニーズ②

地域包括ケア病床を中心とする病院

在宅医療



集中管理が必要な在宅療養患者の一時的な受入が増える



介護疲れのための休息を兼ねた受入が増える



介護サービス



高齢者が増加することで、在宅での看病や介護をする世帯が増加

支える家族の高齢・核家族化、在宅医療・介護事業者の負担も増加

今回 地域医療を守るため
“機能分化・連携の確実な実現”、“雇用の確保”、“経営の安定”の3点で検討

松阪市民病院が取り得る可能性のある選択肢について

【松阪市民病院の至上命題】
“地域医療を守る”

経営形態の選択肢

直営型
地方公営企業法一部適用

直営型
地方公営企業法全部適用

直営型
地方独立行政法人

統合型
民間病院と統合

公設民営型
指定管理者制度を活用

地域医療を守るために必要な視点

『機能分化・連携』の
確実な実現
→病床機能を確実に
分化・連携できるか

『雇用』の確保
→地域に医療関係者を
確保できるか

『経営』の安定
→財政負担を抑えつつ
公的役割を継続できるか

【比較検討する】・・・P9にて検討実施

直営のまま、2基幹病院との協力関係を構築する方法。
現状の一部適用のまま、または全部適用、あるいは地方独立行政法人
に経営形態を変更することも含む。

【比較検討する】・・・P11にて検討実施

病院事業ごと、2基幹病院のいずれかと統合する方法であり、松阪市として
病院の運営は行わなくなり、市としての病院事業は無くなることとなる。
統合後、職員の再配置や2病院での一体運営を実現していくこととなる。

【比較検討する】・・・P12にて検討実施

病院を運営する2基幹病院のいずれかを指定管理者として指定し、市民
病院の運営をお願いする方法。松阪市として病院事業自体は継続し、
市民病院としては残ることとなる。
職員は退職し、指定管理者の母体法人へ再就職することとなる。
指定管理者が職員の再配置をし、2病院を一体的に運営していく。